

環境アセスメントに係るお知らせ

令和7年3月10日

川崎市環境影響評価に関する条例第27条に基づき堤根処理センター整備事業に係る条例環境影響評価書（以下「条例評価書」と表記）の写しの縦覧を次のとおり行います。

※「条例評価書」とは、条例環境影響評価審査書の内容に基づき、指定開発行為者が条例環境影響評価準備書の記載事項に検討を加えて作成した図書です。

指定開発行為の基本的事項	指定開発行為者	川崎市 川崎市長 福田 紀彦
	名称	堤根処理センター整備事業
	種類	都市計画法第4条第12項に規定する開発行為（第3種行為） 廃棄物処理施設の新設（一般廃棄物処理施設の新設）（第1種行為）
	実施区域	川崎市川崎区堤根52番及び川崎市幸区柳町74番3
	目的	堤根処理センターの老朽化に伴う施設の整備
	内容	敷地面積：約 26,000 m ² （準工業地域） 建築面積：約 9,240 m ² 処理能力：ごみ焼却処理施設（500 t /24h）
	施行期間	令和7年10月～令和17年9月
縦覧のお知らせ	縦覧期間	令和7年3月10日（月）～4月8日（火）
	縦覧場所及び時間	川崎市：川崎区役所12階・田島支所仮庁舎・幸区役所1階・環境局環境評価課（市役所本庁舎20階） 午前8時30分～午後5時（環境局環境評価課は午後5時15分まで）。土曜日・日曜日及び祝日は除く。ただし幸区役所では第2・4土曜日の午前8時30分～午後0時30分も行います。 横浜市：横浜市みどり環境局環境影響評価課・鶴見区役所 午前8時45分～午後5時（みどり環境局環境影響評価課は午後5時15分まで）。土曜日・日曜日・祝日は除く。 ※全ての縦覧場所で縦覧開始日は、午前10時から縦覧を行います。
	ホームページ	ホームページから条例評価書の閲覧ができます。  https://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/29-2-12-1-0-0-0-0- 
問合せ先	川崎市環境局環境対策部環境評価課 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 電話：044-200-2156 FAX：044-200-3921	